

平成２９年８月２８日

瑞浪市長 水 野 光 二 様

瑞浪市上下水道事業経営審議会
会 長 加 藤 健 二

平成２９年８月３日付け瑞上下第２２５号をもって諮問のありました井戸水等使用世帯の下水道使用料改定について、下記のとおり答申します。

記

１．井戸水等使用世帯の下水道使用料改定について

（１）改定内容

量水器の設置によって計量結果に基づいた使用料が算定されることから、使用者負担の公平性が確保される。また、世帯員数に変更が生じた場合の届出の必要がなくなり、使用者の利便性も向上する。

量水器が設置できない場合の認定方法については、下水道使用世帯の水道使用実績から基準認定水量を設定するものであり、合理的な方法である。

以上のことから、今回の改定内容は適正であると認める。

（２）改定時期

量水器の設置工事の工期等を勘案すると、平成３０年６月分として徴収する使用料から適用することが妥当である。